消費税の軽減税率制度

Seiwa Newsletter Aug. 2018 (Vol.38)

公認会計士 平澤 優

1. 消費税の軽減税率制度の概要

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の税率は、2019年10月1日に、現行の8%から10%に引き上げられます。また、これと同時に、10%への税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

時期	TB 47	2019 年 10 月 1 日以降			
区分	現行	軽減税率	標準税率		
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%		
地方消費税率	1.7% (消費税額の 17/63)	1.76% (消費税額の 22/78)	2.2% (消費税額の 22/78)		
合 計	8.0%	8.0%	10.0%		

Ⅱ. 軽減税率の対象品目

軽減税率は、「飲食料品」及び「新聞」の譲渡を対象としています。このうち「飲食料品」は、食品表示法に規定する飲食物をいい、酒税法に規定する酒類、医薬品・医薬部外品等を除きます。したがって、栄養ドリンクのうち医薬品等に該当するものは軽減税率の対象となりません。このほか、対象品目の範囲には細かい規定が設けられています。

(1) 一体資産

おもちゃ付きお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成・構成し、一の資産の価格のみが提示されている「一体資産」は、原則として軽減税率の対象ではありません。しかし、税抜価額が1万円以下であり、食品部分の価額の占める割合が3分の2以上である場合は、その全体が軽減税率の対象になります。

(2) 外食等の役務提供

「外食」は、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子・カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において(場所要件)、飲食料品を飲食させる役務の提供(サービス要件)であり、軽減税率の対象となりません。同様に、ケータリングや出張料理は、顧客が指定した場所において行う調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供であり、こちらも軽減税率の対象外です。

一方で、「テイクアウト(持ち帰り販売)」など、飲食料品を持ち帰るための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供に当たらない単なる飲食料品の譲渡に該当し、軽減税率の対象となります。「外食」に該当するか「テイクアウト」に該当するかは、飲食料品を提供する時点(取引を行う時点)で、顧客に意思確認を行うなどの方法によって判定します。この意思確認は、各事業者が販売している商品や事業形態に応じた、適宜の方法で行うことになります。ファストフード店では注文時に「こちらでお召し上がりになりますか?」「お持ち帰りですか?」と聞かれますが、これがまさに顧客への意思確認になります。また、イートインスペースのあるコンビニでは「イートインスペースを利用して飲食される場合は、お申し出ください」と掲示することが考えられます。

その他の具体例は下記を参照ください。

軽減税率の対象	軽減税率の対象外			
・出前、宅配	・カラオケボックスでの飲食			
・列車内の移動ワゴン販売	・列車内の食堂施設での飲食			
・小中学校の給食	・学生食堂			

(3) 販売方法による判定

通信販売や自動販売機での販売など、様々な販売方法における軽減税率の適用関係は下記のとおりです。

- インターネット等を利用した通信販売であっても、販売 する商品が「飲食料品」である場合は軽減税率の対象
- 飲食料品の譲渡に要する送料は対象外、ただし「送料込み商品」の販売であれば軽減税率の対象
- 自動販売機による飲食料品の販売は軽減税率の対象
- 果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、 収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当するため、対象外

(4) 新聞の範囲

軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、政治・経済・社会・文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。スポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞であっても対象に含まれますが、コンビニ等での販売は定期購読契約に基づくものではないため、対象外です。また、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供であり、軽減税率の対象となりません。



III. 区分記載請求書等保存方式

軽減税率制度の導入に伴い、消費税等の税率が複数税率になるので、事業者は、消費税等の申告を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理(以下「区分経理」)を行う必要があります。

また、仕入税額控除制度については、現行、「請求書等保存方式」となっていますが、軽減税率制度の実施に伴い、2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、「区分記載請求書等保存方式」となり、2023年10月1日からは、「適格請求書等保存方式」となります。ここでは、「区分記載請求書等保存方式」の下で、仕入税額控除の要件とされている、保存すべき帳簿や区分記載請求書等の記載等について説明します。

(1) 帳簿の記載事項

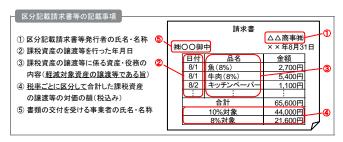
現行の記載事項に加え、課税仕入が他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、その旨の記載が必要となります。一定期間まとめて請求書等が交付される場合は、その期間分をまとめて帳簿に記載して差し支えありません。

帳簿の記載事項						
			総勘定元帳(仕入)			(税込)
① 課税仕入の相手方の氏名・名称	××:	年	摘要		税区分	借方
② 課税仕入を行った年月日	月	日	加女		ルビカ	(円)
③ 課税仕入に係る資産・役務の内容	8	31	△△商事㈱	8月分 日用品	10%	44,000
(<u>軽減対象資産の譲渡等である旨</u>)		31	△△商事㈱	8月分 食料品	8%	21,600
④ 課税仕入に係る支払対価の額	2		1	3		4

(2) 区分記載請求書等の記載事項

現行の記載事項に加え、次の事項の記載を要します。

- 課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合 にはその旨
- 軽減税率と標準税率との税率の異なるごとに区分して 合計した課税資産の譲渡等の対価の額



区分記載請求書等には、領収書や小売業者が発行するレシートなど取引の事実を証する書類、事業者が作成する仕入明細書等の書類で相手方の確認を受けたものを含みます。

なお、取引金額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど、請求書等の交付を受けることが困難な場合、上記(1)の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たします。

IV. 事業者の今後の対応

(1) 日々の業務

飲食料品の小売業を営む事業者の例は以下のとおりです。

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率 が正しいか確認
- 必要事項を記載した請求書等を売上先に交付
- 毎日の売上・仕入(経費)を税率ごとに区分して記帳
- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修

(2) 価格表示

イートインスペースのあるコンビニなどは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。このときの価格表示には以下の方法があります。

- ① 持ち帰りと店内飲食の両方の税込価格を表示
- ② 店内掲示を行うことを前提に、どちらか一方のみの税込 価格を表示
- ③ 持ち帰りと店内飲食を同一の税込価格で表示

V. 中小事業者等の方々へ

(1) 中小事業者の税額計算の特例

区分経理に対応する準備が整わない等の「困難な事情」がある中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者)は、経過措置として、課税売上又は課税仕入の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる金額を計算する特例が認められています。

(2) 免税事業者の留意事項

免税事業者(基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者)は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者に対して飲食料品等を販売する際には、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

(3) 軽減税率対策補助金

複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する支援制度があります。詳しくは、軽減税率対策補助金事務局のホームページに掲載されています。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール: research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/